

個人町道民税についてのQ&A

●昨年亡くなった方の令和7年度の町道民税は

Q 私の夫は、令和6年の11月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する町道民税はどうなるのでしょうか。

A 町道民税は、その年の1月1日現在で住所のある方に対して、課税することになっています。なお、令和6年中に死亡された方は、令和7年度の町道民税は課税されません。

●年の途中で引っ越した場合に市町村・都道府県民税を納める市町村は

Q 令和7年4月に清水町から帯広市に引っ越しましたが、6月に清水町から納税通知書が送付されてきましたが…………

A 令和7年度の町道民税は、令和7年1月1日（基準日）に住所地のある清水町で課税されます。なお、令和8年1月1日に引き続き帯広市にお住まいの場合は、令和8年度は帯広市で課税されることになります。

●退職した翌年にも町道民税の納税通知書がきましたが

Q 昨年（令和6年）12月に会社を退職し、現在（令和7年）は、雇用保険の給付金しかありませんが、納税通知書が送られてきましたが…………

A 町道民税は、前年中（令和6年）の所得によって課税されます。したがって、前年の所得が非課税基準に該当せず、所得控除額以上である場合は課税されることになります。

●給与所得以外の所得が20万円以下の場合の町道民税の申告は

Q 私は給与所得者なので会社で年末調整をされていますが、そのほかに家賃の所得が16万円ほどあります。所得税の場合は給与所得以外に20万円以下の所得は申告不要と聞いておりますが、町道民税の申告も必要ないでしょうか。

A 所得税では、所得の発生した時点で源泉徴収を行っているなどの理由で給与所得以外の所得が20万円以下の場合は確定申告が不要とされています。しかし、町道民税においては、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額を計算することになっているため、給与所得以外に所得がある場合は、所得の多少にかかわらず申告をしなければなりません。

●収入がない場合の町道民税の申告は

Q 私は前年収入がないので、所得税の申告は不要なのですが、町道民税の申告も不要ですか。

A 町道民税の申告は、町道民税の税額計算だけでなく国民健康保険税や介護保険料の算定、各種申告（公営住宅の入居や保育所の入所、国民年金保険料の免除、児童手当、奨学金などの申請）に使用する税証明の交付を受けるためにも必要なものです。

※国民健康保険に加入している方は、前年の収入が無くても必ず申告してください。